

丹生ダム建設事業の中止に伴う 一般県道中河内木之本線の整備について

■経緯（ダム中止決定後）

- 平成 28 年 7 月 ダム事業の検証において、国土交通省は丹生ダム建設事業の「中止」方針を決定
- 平成 28 年 9 月 国（近畿地方整備局）、滋賀県、長浜市、丹生ダム対策委員会および水資源機構が「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を締結
- 平成 29 年 3 月 丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止を認可（※）
・水資源機構は丹生ダム建設事業の廃止に伴う追加的事業（総額約 40 億円のうち県道分 17.1 億円）を実施（～令和 9 年 3 月迄）
※：水資源機構法第 13 条第 6 項に基づき、関係府県知事に協議のうえ、国土交通大臣が認可したもの
- 平成 29 年 12 月 滋賀県と水資源機構が「丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線等整備に関する協定書」を締結（～令和 9 年 3 月迄）

表 県道整備に係る費用負担の考え方（現協定）（別紙 1 参照）

事業主体 （費用負担者）	施行区分	費用
滋賀県	道路改良 （道路拡幅、橋梁整備、斜面对策 等）	17.0 億円
水資源機構	現道損傷個所の復旧・機能回復 （路肩補修、路面補修、排水施設補修、斜面補修 等） 注）工事用道路の引渡し整備を含む。	17.1 億円

- 令和 4 年 8 月 8 月 5 日早朝、長浜市付近で 1 時間に約 90mm の「猛烈な雨」が降ったと解析された「記録的短時間大雨情報」が発表され、県道中河内木之本線において 33 箇所が被災（令和 8 年 4 月施工完了）（別紙 2 参照）

■県道整備の進捗状況

- 水資源機構が事業主体となる現道の原形復旧・機能回復については、令和 8 年度末をもって完了（予定）。
- 滋賀県が事業主体となる現道改良については、令和 8 年度末には完了せず、令和 9 年度以降においても継続実施が必要。
- 令和 9 年度以降の県道整備については、「国（近畿地方整備局）が受託して整備すること」を確認（令和 7 年 11 月開催の第 20 回協議会にて）。

（令和 9 年度以降の残事業）（別紙 3 参照）

現道拡幅：14 箇所

橋梁整備（橋梁拡幅）：6 橋

供用再開に必要な安全対策：15 箇所程度（精査中）

注）今年度（R8）工事の進捗状況により残事業の実施内容が変更となる可能性がある。

■今後の予定（案）

- 令和 8 年 10 月迄 残事業費・事業期間の精査および財源措置に関する協議・調整
- 令和 8 年 12 月迄 令和 9 年度以降の県道整備のための国（近畿地方整備局）との協定締結に関する協議・調整
- 令和 9 年 4 月～ 新体制（国受託）による県道整備工事の継続実施

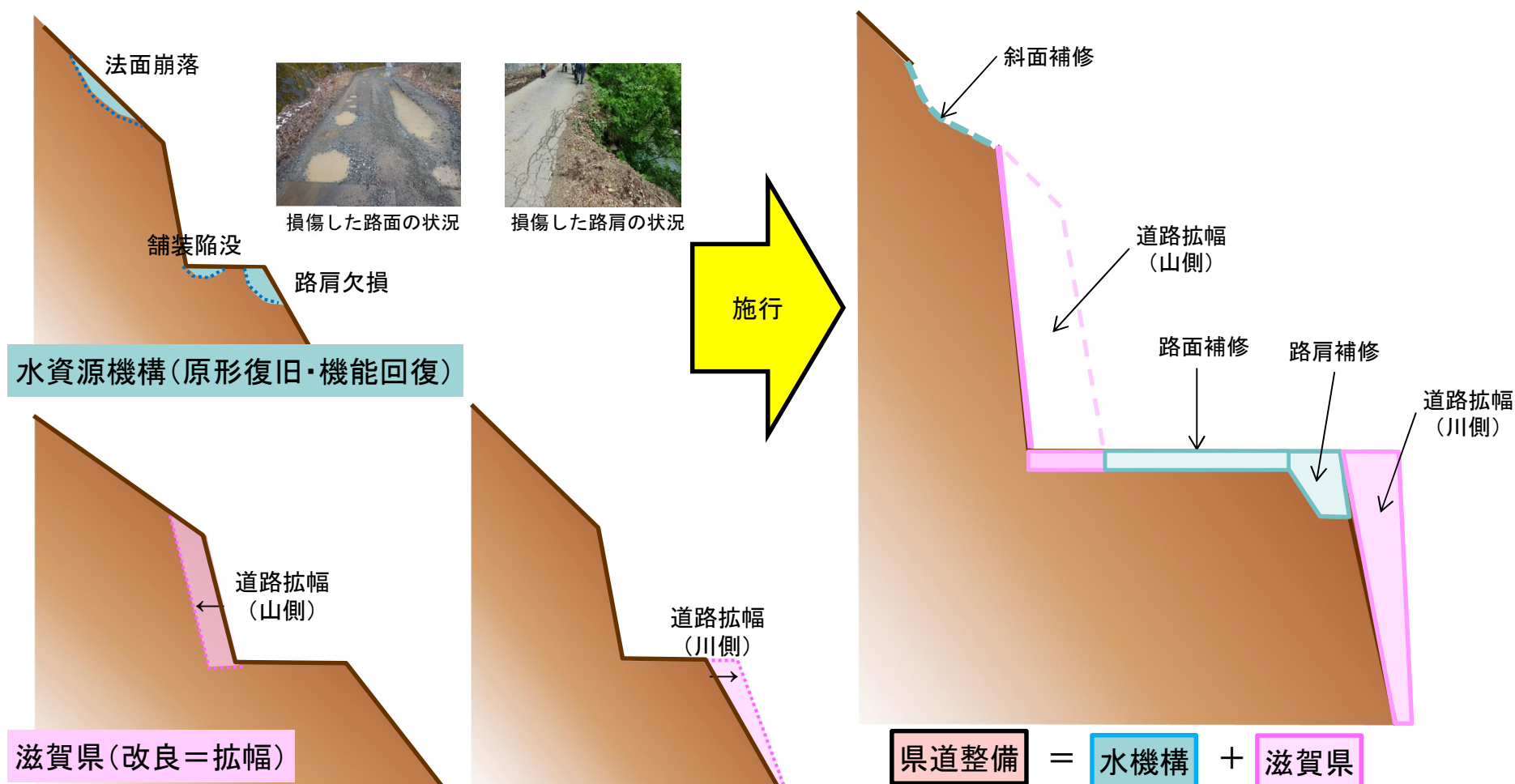
以上

一般県道中河内木之本線整備に係る施行区分・費用負担の考え方

別紙 1

- 平成29年12月締結「丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線等整備に関する協定書」により、丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の一環で、水資源機構が道路整備を施行することを決定。
- 水資源機構は、当該県道の損傷箇所の復旧・機能回復（路肩、路面、斜面補修等）に必要な額を負担。
- 滋賀県は、道路拡幅、橋梁整備、斜面对策等の改良に必要な額を負担。

【例示】一般県道中河内木之本線（一般部：土工部）における実施項目別による費用負担イメージ図

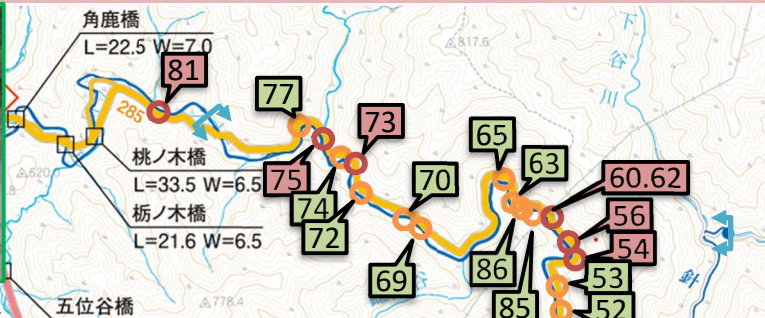


令和4年8月豪雨に伴う県道中河内木之本線の被災状況

別紙2



No.81 路肩欠損



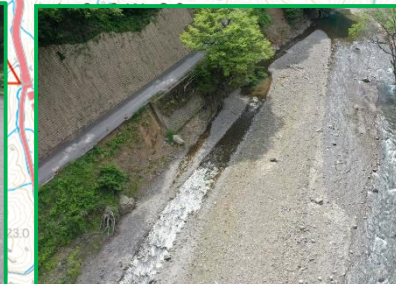
No.60・62 路肩欠損



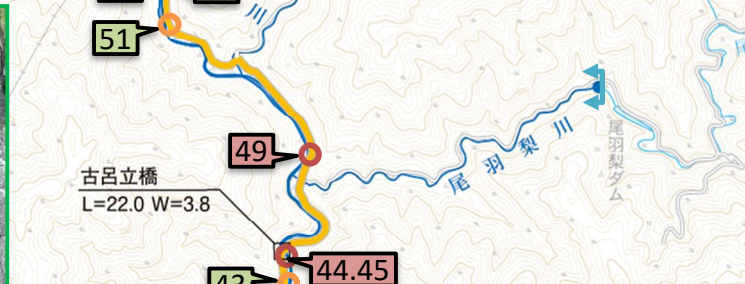
No.56 路肩欠損



No.75 路肩欠損



No.46 路肩欠損



No.54 路肩欠損



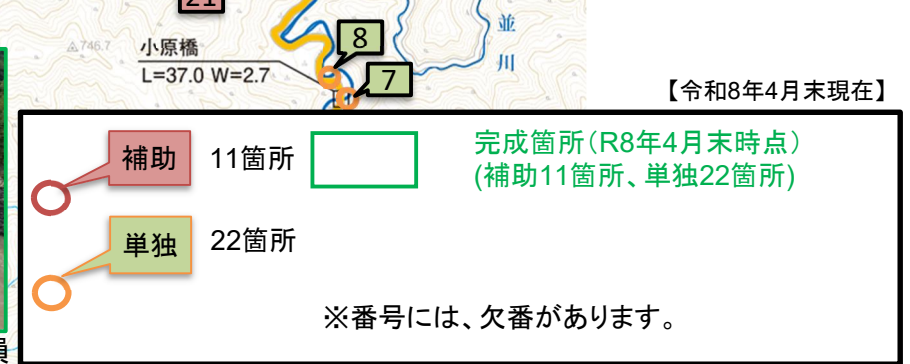
No.44・45 路肩欠損



No.49 路肩欠損



No.21 路肩欠損



○平成29年12月締結「丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線等整備に関する協定書」により、道路改良と合わせて、水資源機構が県道中河内木之本線の整備工事に着手。

○滋賀県が事業主体となる道路改良（道路拡幅、橋梁整備、斜面对策等）については、令和8年度末には完了せず、令和9年度以降においても残事業の整備を継続実施。

（令和9年度以降の残事業）

現道拡幅：14箇所（下図：赤○）

橋梁整備（橋梁拡幅）：6橋（下図：緑□）

供用再開に必要な安全対策：15箇所程度（精査中）（下図：青×） 注）今年度（R8）工事の進捗状況により残事業の実施内容が変更となる可能性がある。

○水資源機構が事業主体となる現道の原形復旧・機能回復については、令和8年度末までに一部実施できないもの（舗装復旧等）が残ることになるが、滋賀県が事業主体となる道路改良に振り替えて整備すること（調整中）をもって令和8年度末完了（予定）。

